

平成 18 年(2006 年)12 月 25 日

現地機関の長 様  
部内各課長 様

土木政策課長

交通誘導警備業務における警備員の配置について

建設工事等において、請負者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第 4 条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者でなければなりません。

また、同法 18 条の規定により、警備業者は、公安委員会規則で定めた種別の警備業務を行う場合は、公安委員会の行う検定の合格証明証を受けているものに実施させなければなりません。

このたび、長野県公安委員会告示により別紙のとおり上記種別の警備業務が定められましたので、貴発注工事において、該当する場合は、請負者への周知をお願いします。

記

1. 公安委員会規則で定めた種別の警備業務

平成 18 年 12 月 4 日長野県公安委員会告示第 8 号

(警備員等の検定等に関する規則第 2 条、交通誘導警備業務(道路又は交通の状況により、県公安委員会が道路における危険を防止するため必要とみとめるもの))

2. 警備員

1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員

3. 人数

交通誘導警備業務を行う場所ごとに 1 人以上

4. 施行

平成 19 年 6 月 1 日

土木政策課

小出五郎 堀内 秀 湯沢秀人

電話 026-235-7312(直通) 内線 3330

FAX 026-235-7482

Email: doboku@pref.nagano.jp

長野県公安委員会告示第8号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定により、長野県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年6月1日から施行します。

平成18年12月4日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

路線名	区間
一般国道18号	長野県の全域
一般国道19号	長野県の全域
一般国道20号	長野県の全域
一般国道117号	長野県の全域
一般国道141号	長野県の全域
一般国道142号	長野県の全域
一般国道147号	長野県の全域
一般国道152号	上田市、長和町及び茅野市の全域
一般国道153号	長野県の全域
県道長野上田線	長野県の全域